

(仮称) 次世代交流センター建設事業  
(設計・施工一括発注方式)  
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年5月

日進市

## 1 目的

この実施要領は、日進市（以下「本市」という。）が、「（仮称）次世代交流センター建設事業（設計・施工一括発注方式）設計・工事監理及び施工業務」（以下「本業務」という。）の発注先を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

（仮称）次世代交流センター建設事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業場所

日進市蟹甲町池下268番地

### (3) 整備内容

（仮称）次世代交流センターの整備内容は、以下のとおりである。

構造	重量鉄骨造
階数	原則2階建て
延床面積	約3,000㎡

### (4) 業務内容

ア 設計業務（基本設計・実施設計・積算業務）

イ 申請業務等（各種申請手続き業務（各種手数料含む）及びその関連業務（確認申請、構造適合性判定、都市計画法、建築物省エネ法、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例、ZEB READY相当の認証取得等、各種申請の変更手続き業務（各種手数料含む）、その他、電気、電話、ガス、上下水道等インフラに関する協議）

ウ 工事監理業務（工事監理に係るその他業務含む）

エ 施工業務（必要な事前調査、各種申請手続き業務、竣工資料等の作成含む）

① 建築工事（昇降機含む）

② 電気設備工事

③ 機械設備工事

④ 外構工事（本庁舎との来庁者の動線上雨除け工事も対象とする。）

⑤ 南庁舎解体工事

### (5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の●が記載されている業務とする。

	対象施設	基本設計業務	実施設計業務	申請業務等	施工業務	工事監理業務
Step1	本庁舎浄化槽撤去 (ポンプ室含む)	●	●	不要	●	●
	南庁舎解体 (浄化槽含む)	●	●	●※1	●	●
Step2	(仮称)次世代交流センター 整備	●	●	●	●	●
	(仮称)次世代交流センター 周囲外構	●	●	●	●	●
Step3	本庁舎改修	※2	※2	不要	※2	※2
	北庁舎解体	別途	別途	別途	別途	別途
	北庁舎解体後の外構	別途	別途	不要	別途	別途

※1 建築物除却届及び浄化槽使用廃止届出書の提出業務

※2 (仮称)次世代交流センター建設工事に伴う関連工事(本庁舎で消防・空調・緊急通報等の緊急事態確認を可能とする改修等)は対象とする。また、電話交換設備やネットワーク等構築において、本庁舎との連携工事も対象とする。

#### 【対象外業務一覧】

- ・ 解体施設のアスベスト事前調査
- ・ 地質調査
- ・ 敷地測量業務
- ・ ネットワーク等構築業務及び施工業務(ただし、配管配線業務は本事業対象内)
- ・ 電話交換設備設置業務(ただし、配管配線業務は本事業対象内)
- ・ 機械警備設備設置業務
- ・ 防犯カメラ設備設置業務
- ・ 電子ロック設備設置業務
- ・ 什器・備品発注業務

#### (6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、(仮称)次世代交流センター建設事業(設計・施工一括発注方式)要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおり。

#### (7) 履行期間

契約締結日から令和11年3月9日まで

※ 令和11年4月に供用開始予定

#### (8) 事業費の総額（上限額）

総額 2,522,861千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（年度別内訳）

令和8年度：146,861千円（設計相当分）

令和9・10年度：2,376,000千円（工事及び工事監理相当分）

※ 見積額が総額を超えた場合は失格とする。

※ 総額は契約額を示すものではない。

#### (9) 予想されるリスクと責任分担

本事業における市と事業者の責任分担は、原則として、別表「リスク分担表」によるものとする。

### 3 参加資格等

#### (1) 参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は複数の企業で構成するグループ（以下「参加グループ」という。）とする。参加グループは代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。

① 単独企業

② 同一企業が「単独企業」、「代表企業」、「構成企業」として重複して本プロポーザルに参加しないこと。

③ 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合、本業務を行う者の2者によって構成されたJV若しくは設計業務を行う者を加えた2者又は3者によって構成されたJV（以下「JV構成員」という。）とする。

④ JV構成員の制限として、日進市共同企業体取扱要領（令和4年4月1日）を準用し、JV構成員の数は2者以内、各構成員の出資比率は30%以上とする。設計事務所の最低出資比率と構成員数の制限は設けない。

【参考】参加者の構成パターン

方式	パターン	業務区分		
		設計業務	工事監理業務	施工業務
単独企業	I	A		
グループ	共同企業体	II	A	B
		III	A	B
	C			
企業連合体	IV	A	B	

(2) 参加者に共通する参加資格

単独企業又は代表企業及び構成企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加申込書の提出日から選定までの間、日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年日進市要領第6号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

ウ 参加申込書の提出日から選定までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とする。

オ 参加申込書の提出日において、本店又は支店（営業所）を愛知県内に置き、当該営業所等で建築工事業等を営んでいる者で、営業所の営業年数が現在まで引き続いて5年以上あること。

(3) 業務別の参加資格

ア 設計業務等に係る要件

設計業務及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 日進市が発注する設計業務において、建築設計に係る競争入札に参加する資格を有するものであること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 平成28年4月以降、新築（新設）、全面改築、又は増築した公共施設のいずれかの設計（実施設計）・工事監理業務（延床面積3,000㎡以上）の完了実績があること。

なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務等を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務等を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。

また、支店、支社がある企業においては、他支店、支社での実績も可とする。

- ④ 設計業務等の開始時点で、「4 実施体制」に示す資格を有する者を設計・工事監理業務管理技術者及び各設計・工事監理業務主任技術者として配置できること。
- ⑤ 設計業務管理技術者及び工事監理業務管理技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。
  - (a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - (b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ 設計及び工事監理業務を行う者は、施工業務を行う者と兼務できない。

#### イ 施工業務に係る要件

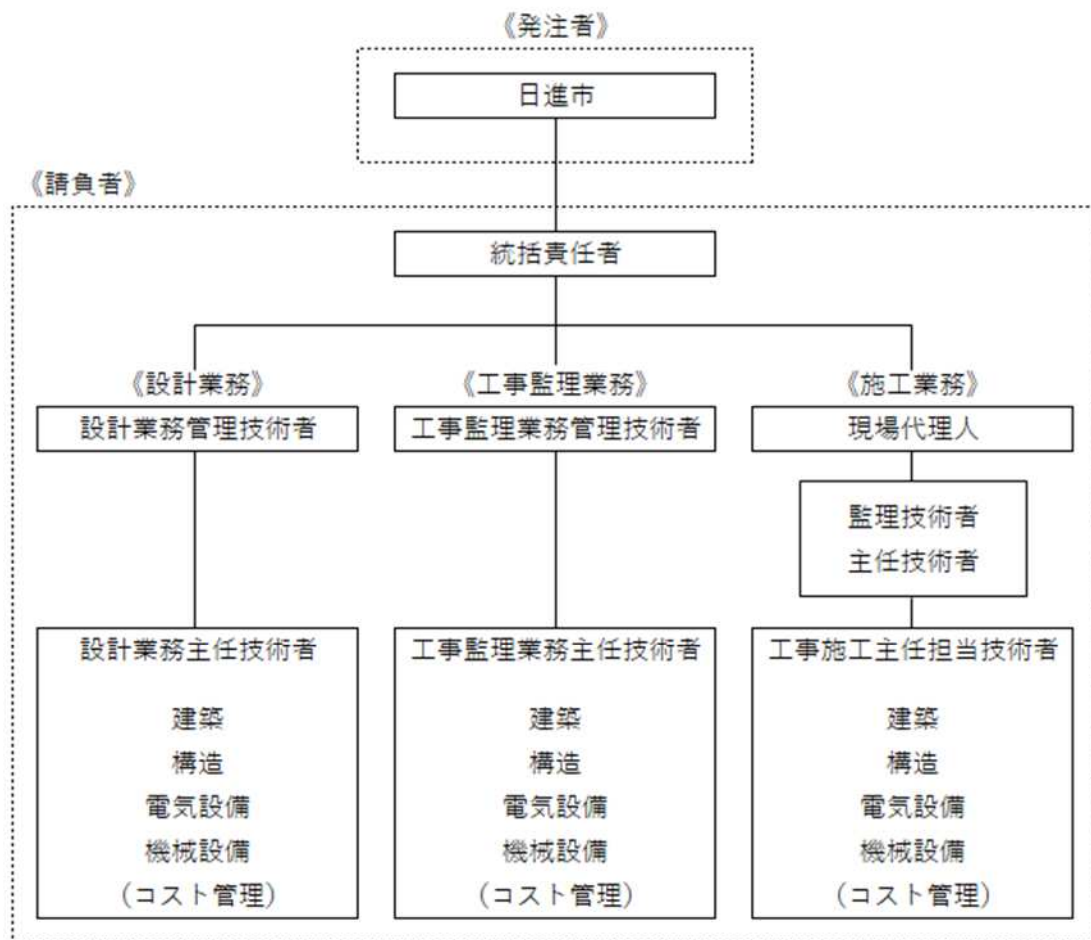
施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 日進市が発注する建設工事において、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有するものであること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、次に掲げる建設業許可を受けていること。
  - (a) 代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の要件  
建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
  - (b) 第2構成員の要件  
建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- ③ 施工業務の開始時点で、本要領「4 実施体制」に示す資格を有する者を統括責任者（代表企業又は構成企業と参加申込書提出の日以前に3か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

- ④ 施工業務を行う代表企業は、参加申込書の提出日において、当該年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,300点以上であること。
- ⑥ 施工業務を行う代表企業は、平成28年4月以降、新築(新設)、全面改築、又は増築した公共施設のいずれかにおいて、建築物の建築工事の元請として施工業務(延床面積3,000㎡以上)の完了実績があること。
- なお、共同企業体としての実績の場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、出資比率が、出資総額の10分の3以上のものを対象とする。
- また、支店、支社がある企業においては、他支店、支社での実績も可とする。
- ⑥ 本事業の現場代理人及び監理技術者として次の(a)及び(b)の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は両者を兼ねることができる。
- (a) 現場代理人と監理技術者は、代表企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- (b) 監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ⑦ 代表企業は、主任技術者として次の(a)及び(b)の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。
- (a) 国家資格を有すること。
- (b) 施工業務を行う構成員の企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

#### 4 実施体制

設計業務、工事監理業務、施工業務の実施体制は以下のとおりとする。



- ※ 統括責任者と設計業務管理技術者は兼任することができる。
- ※ 統括責任者と現場代理人は兼任することができる。
- ※ 設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者、現場代理人と監理技術者についてはそれぞれ兼任することができる。
- ※ その他詳細は、日進市公共工事請負契約約款（設計・施工一括）（以下「契約約款」という。）による。

ア 統括責任者

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 設計業務管理技術者及び各設計業務主任技術者

設計業務管理技術者及び設計業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。

ウ 現場代理人

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

エ 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有すること。
- ② 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

オ 工事施工主任担当者

- ① 工事施工主任担当者（建築）は、一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ② 工事施工主任担当者（電気設備）は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 工事施工主任担当者（機械設備）は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

カ 工事監理業務主任技術者

工事監理業務主任技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。

※ 工事監理業務主任技術者においては、本事業と同等業務の実績を有する技術者を配置するよう努めること。

## 5 落札者の決定スケジュール

本事業における落札者の決定スケジュール（予定）は、次のとおり。なお、受付時間は、土、日及び休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

内容	日程
プロポーザル公募開始	令和8年5月15日（金）
参加申込に関する質問の受付期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月28日（木）午後5時まで
参加申込に関する質問への回答	令和8年6月 1日（月）
参加申込書の受付期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年6月 4日（木）午後5時まで
参加資格結果通知	令和8年6月10日（水）予定
技術提案書に関する質問の受付期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年6月15日（月）午後5時まで
技術提案書に関する質問への回答	令和8年6月22日（月）予定
技術提案書の受付期間	令和8年6月10日（水）から 令和8年7月15日（水）正午まで
第1次審査結果通知	令和8年7月17日（金）予定
第2次審査プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月21日（火）
第2次審査結果通知	令和8年8月上旬
結果の公表	令和8年8月中旬

仮契約締結	令和8年8月中旬
本契約締結（日進市議会による議決後）	令和8年9月予定

## 6 実施要領等の交付

### (1) 本市ホームページの掲載資料

- ア（仮称）次世代交流センター建設事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル 実施要領
- イ（仮称）次世代交流センター建設事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル 様式集
- ウ（仮称）次世代交流センター建設事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル 評価基準（以下「評価基準」という。）
- エ（仮称）次世代交流センター建設事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル 要求水準書（添付資料含む）
- オ 日進市庁舎建替基本構想
- カ 日進市庁舎建替基本計画
- キ 契約約款

### (2) 電子データによる提供資料

- ア 既存施設竣工図（pdfデータ）等
- イ（仮称）次世代交流センターに係るアスベスト調査業務報告書

### (3) 電子データの提供期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）午後5時まで

### (4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付する。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書（第1号様式）を提出すること。

※ 配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わない。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

## 7 手続等

### (1) 参加申込に関する質問の受付及び回答

プロポーザルへの参加を検討するにあたって、参加資格等の内容に関して質問がある場合は、質問書（第2号様式）を提出することができる。

## ア 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）午後5時まで

## イ 提出方法

質問書（第2号様式）により作成し、電子メールにて下記提出先に提出する。  
件名を「（仮称）次世代交流センター建設事業に係る質問（企業名）」とし、市担当者まで、電話にて受信の確認をすること。

## ウ 提出先

日進市総務部財産運営課 担当：鏡味、渡辺  
日進市蟹甲町池下268番（郵便番号470-0192）  
電話 0561-76-7667（直通）  
メールアドレス：[zaisan@city.nisshin.lg.jp](mailto:zaisan@city.nisshin.lg.jp)

## エ 回答時期

令和8年6月1日（月）

## オ 回答方法

回答は取りまとめの上、原則として、市ホームページに掲載する。

## （2）参加申込書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、本プロポーザルに係る手続きは代表企業が行うこと。

### ア 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）午後5時まで

### イ 提出方法

事務局まで持参とする。必ず事前に事務局宛に電話し持込み時間を調整した上で持参すること。

### ウ 提出書類

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ① 参加申込書（第3号様式）       | 1部 |
| ② 参加資格確認書（第4号様式）     | 1部 |
| ③ 参加資格に関する資料         | 1部 |
| ④ ①から③までの電子データ（CD-R） | 1部 |

## エ 提出先

7（1）ウと同じ。

## オ 参加申込書の提出にあたっての留意事項

- ① 参加資格に関する資料としては以下のとおりとする。
  - ・業務実績に関する契約書の写し。
  - ・社会保険に関する領収書の写し。ただし、法令に基づき社会保険適用を除外されている場合加入義務がないことの届出書。
  - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通書（経営事項審査）の写し。
  - ・建設業許可を証する書類の写し。
  - ・配置予定技術者の資格を証する書類の写し。  
例…一級建築士免許証
  - ・配置予定技術者の雇用の事実を証する書類の写し。  
例…健康保険被保険者証
  - ・その他必要なもの。

## （3）参加資格結果の通知

参加者が、「3 参加資格等」に記載している要件をすべて満たしているか確認し、その結果を令和8年6月10日（水）（予定）に通知する。

参加資格がないとされた応募者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

### （ア）受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月18日（木）まで

### （イ）提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参する。

### （ウ）提出先

7（1）ウと同じ。

### （エ）回答方法

市は、説明を求めた者に対して、令和8年7月上旬（予定）までに書面により回答を行う。

## （4）技術提案書に関する質問の受付及び回答

参加資格審査通過者は、技術提案書の作成において質問がある場合は、質問書（第6号様式）を提出することができる。

### ア 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月15日（月）午後5時まで

#### イ 提出方法

質問書（第6号様式）により作成し、電子メールにて下記提出先に提出する。  
件名を「（仮称）次世代交流センター建設事業に係る質問（企業名）」とし、市担当者まで、電話にて受信の確認をすること。

#### ウ 提出先

7（1）ウと同じ。

#### エ 回答時期

令和8年6月22日（月）予定

#### オ 回答方法

回答は取りまとめの上、原則として、市ホームページに掲載する。

### （5）技術提案書の受付

参加資格審査通過者は、次に示す書類を提出すること。なお、本プロポーザルに係る手続きは代表企業が行うこと。

#### ア 受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年7月15日（水）正午まで

#### イ 提出方法

事務局まで持参とする。必ず事前に事務局宛に電話し持込み時間を調整した上で持参すること。

#### ウ 提出書類

- ① 技術提案書（第7～13号様式） 各1部（第12号様式のみ各8部）
- ② 提案見積書の根拠となる参考図面（図面は審査の対象としない） 3部
- ③ ①の電子データ（CD-R） 1部

#### エ 提出先

7（1）ウと同じ。

#### オ 技術提案書の提出にあたっての留意事項

##### ① 留意事項

（a）技術提案書は、要求水準書に示す機能等を満たすことを基本とし作成する

こと。また、機能面、コスト面を総合的に検討し作成すること。

- (b) 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等の事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の能力（実績、資格）を有する技術者であることを本市が承諾した場合に限り認める。
- (c) 技術提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、最優秀提案者として選定された者の技術提案書については、市は最優秀提案者と協議のうえ本事業に関する報告等のために技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (d) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うこと。
- (e) 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、日進市情報公開条例（平成11年日進市条例第1号）に基づき公開する場合がある。
- (f) 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退申出書（第14号様式）を提出すること。
- (g) 第1次審査通過者が技術提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

## ② 設計業務の実績

設計業務の庁舎及び公共施設（庁舎以外）の実績（第8号様式）に記載する業務とは以下とする。

- (a) 庁舎実績とは、過去10年間に、主として行った3,000㎡以上の庁舎の新築（新設）又は全面改築又は増改築設計業務とする。ただし、令和8年3月までに実施設計業務を完了しているものに限る。
- (b) 公共施設（庁舎以外）実績とは、過去10年間に、上記（1）以外に行った3,000㎡以上の公共施設の新築（新設）又は全面改築又は増改築設計業務とする。ただし、令和8年3月までに実施設計業務を完了しているものに限る。
- (c) 庁舎及び公共施設（庁舎以外）の実績（第8号様式）に記載する業務実績の件数は、各3件以内とする。過去10年間の業務であり、令和8年3月までに実施設計業務を完了している施設を対象とし、経過年が浅く、面積の大きいものから順次記入する。なお、協力事務所が行った設計業務実績は含めないものとする。

### ③ 工事監理及び施工業務の実績

工事監理及び施工業務の庁舎及び公共施設（庁舎以外）の実績（第8号様式）に記載する業務とは以下とする。

- (a) 庁舎実績とは、過去10年間に、主として行った3,000㎡以上の庁舎の新築（新設）又は全面改築又は増改築工事とする。ただし、令和8年3月までに竣工しているものに限る。
- (b) 公共施設（庁舎以外）実績とは、過去10年間に、上記（1）以外に行った3,000㎡以上の公共施設の新築（新設）又は全面改築又は増改築工事とする。ただし、令和8年3月までに竣工しているものに限る。
- (c) 庁舎及び公共施設（庁舎以外）の実績（第8号様式）に記載する業務実績の件数は、各3件以内とする。過去10年間の業務であり、令和8年3月までに竣工している施設を対象とし、経過年が浅く、面積の大きいものから順次記入する。JVの場合は、構成企業の実績についても記入すること。なお、協力事務所が行った工事实績は含めないものとする。

### ④ 統括責任者等の実績

統括責任者等の実績（第9号様式）の記載は上記②及び③（3,000㎡以上の庁舎及び公共施設（庁舎以外）の実績）による。また、業務実績の件数は、統括責任者等、すべて3件以内とする。JVの構成企業の場合は、本様式に必ず会社名を記入すること。その場合、主任担当技術者が2名となることも可とする。

### ⑤ 市内公共施設の実績

本市内の公共施設の設計及び工事实績（第10号様式）に記載する業務実績の件数は3件以内とする。過去10年間の業務であり、設計の場合は令和8年3月までに実施設計業務を完了、工事の場合は令和8年3月までに竣工している施設を対象とし、経過年が浅く、面積の大きいものから順次記入する。なお、協力事務所が行った工事实績は含めないものとする。JVの構成企業の実績も含めて記載すること。

### ⑥ 協力事務所

協力事務所（第11号様式）に記載する場合は、各事務所に1枚とし、複数の協力事務所に委託する場合は、本様式を複写すること。

### ⑦ 技術提案のテーマ

技術提案書（第12号様式）として、次のテーマについて記入すること。また、提案に際し「（仮称）次世代交流センター建設事業要求水準書」に留意すること。

- (a) （仮称）次世代交流センターにおいて市民にとって使いやすく気軽に立ち寄れること及び地域共創を目指して産官学が連携するイノベーション拠点として位置づけるための設えや工夫（第12-1号様式 A3サイズ×1枚）
- (b) 保健センターや庁舎を利用する子育て世代への配慮（第12-2号様式 A3サイズ×1枚）
- (c) 工事中の安全性を保ち工期内、予算内に作り上げるとともに運営コストを抑えるための提案（第12-3号様式 A3サイズ×1枚）

#### ⑧ 提案見積書

- (a) 金額は税込みで記入すること。
- (b) 提案見積の根拠として参考図面を提出すること。参考図面は、1階平面図兼配置図及び2階平面図のA3サイズ各1枚とし、各部屋名、面積、外部及び内部の仕上げを表記すること。なお、参考図面は審査の対象としない。
- (c) 提案見積書（第13号様式）は、「（仮称）次世代交流センター建設事業提案見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（代表企業名）の代表印で封印すること。

#### ⑨ 体裁及び書式

- (a) 技術提案書の用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保すること。ただし、ページ番号の位置は除く。
- (b) 匿名による審査を行うため、技術提案書（第12号様式）の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合がある。
- (c) 技術提案書（第12号様式）は、カラー可とし、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）とすること。
- (d) 技術提案書（第12号様式）は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (e) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図を使用することができ、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。
- (f) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用できない。
- (g) 予定敷地における具体的な施設配置平面図等を求めるものではない。

- (h) 提出書類の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (i) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する場合がある。
- (j) 各様式はステープルはせず、部単位で様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、紐等で整えること。また、各様式記入事項を証する書類は部単位で関係する様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、様式とは別に紐等で整えること。なお、A3判の書類はいずれも三つ折りにすること。

## **(6) 選定委員会の設置**

本プロポーザルにおける最優秀提案者の決定は、行政職員で構成する選定委員会において、評価基準に基づき行う。選定委員会での評価過程（選定委員会の会議録、各委員の採点表など）は非公開とする。

## **(7) 第1次審査結果の通知**

評価基準に基づき事務局にて実績・体制の定量評価を行い、提案については審査委員により審査の上、第二次審査の対象者として上位4者を選定する。第一次審査結果は、参加者全員に対して、令和8年7月17日（金）（予定）に通知する。

第一次審査通過者として決定されなかった者は、市に対して、次に従い書面によりその理由について説明を求めることができる。

### **(ア) 受付期間**

令和8年7月17日（金）から令和8年7月27日（月）まで

### **(イ) 提出方法**

説明要求の書面（様式自由）を持参する。

### **(ウ) 提出先**

7（1）ウと同じ。

### **(エ) 回答方法**

市は、説明を求めた者に対して、令和8年8月中旬（予定）までに書面により回答を行う。

## **(8) 第2次審査プレゼンテーション・ヒアリング**

第1次審査通過者に対して、次に示す方法で提案内容に関するプレゼンテーション及び審査委員による質疑等のヒアリングを実施し、評価基準に基づき各委員が審査を行う。

### **ア 実施日及び会場**

令和8年7月21日（火）会場未定

※ 実施日時、開催場所等の詳細については、第1次審査結果の通知と併せて対象者に通知する。

## イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中から5名以内とする。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計業務管理技術者、現場代理人、監理技術者は必ず出席すること。

## ウ その他

- ① プレゼンテーション及びヒアリング開始時刻に遅刻又は欠席した応募者は失格とする。
- ② 参加者が提出した技術提案書に記載した内容プレゼンテーションするものであり、新たな提案は認めない。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。
- ④ プレゼンテーションは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等について十分注意すること。
- ⑤ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とする。
- ⑥ 模型やパネル等の持ち込みは不可とする。
- ⑦ 提出した技術提案を投影しプレゼンテーションを行うものとする（詳細は後日連絡）。

## (9) 第2次審査結果の通知

評価基準に基づき審査委員により審査の上、最優秀提案者を選定する。第2次審査結果は、応募者全員に対して、令和8年8月上旬に通知する。

最優秀提案者として決定されなかった者は、市に対して、次に従い書面によりその理由について説明を求めることができる。

### (ア) 提出期限

令和8年8月21日（金）まで

### (イ) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参する。

### (ウ) 提出先

7（1）ウと同じ。

### (エ) 回答方法

市は、説明を求めた者に対して、令和8年8月31日（月）までに書面により回答を行う。

## (10) その他留意事項

- ア 日進市契約規則（平成元年日進市規則第 10 号）第 13 条（入札の無効）に該当する場合は、無効とする。
- イ 本公告に示す参加資格が無い場合、本プロポーザルに関する条件に違反した場合は、発覚時点で無効とし、審査の上で落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- ウ なお、最優秀提案者時において「3 参加資格等」に掲げる資格のない者は、参加資格のない者に該当する。
- エ また、技術提案書受付締切日時までに提出のない者、必要な提出書類のない者、及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人で行った者も無効とする。
- オ 提案見積書の内容に不備（入札書の名称等の誤記、工事件名の誤記等）がある場合には、無効とする。
- カ 提出された資料は返却しない。
- キ 書類提出等にあたり、事務局の受付時間は、土、日及び休日を除く平日の午前 9時から午後 5時までとする。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

決定した最優秀提案者と契約交渉を行うが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行わない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することとなった場合
- イ 日進市から入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- エ 技術提案書の無効が判明した場合
- オ その他本要領に違反した場合

### (2) 契約の成立

- ア 最優秀提案者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、仮契約を締結する。
- イ 協議、見積りに合意できなければ、次点提案者と見積り合わせを行い、仮契約を締結する。
- ウ 本事業の仮契約は、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年日進市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、日進市議

会の議決を得たときに本契約として成立する。なお、市議会の議決を得られなかった場合、市は仮契約の相手先に対して、いかなる責任も負わない。

エ 契約及び手続きは、日進市契約規則及び契約約款による。

### (3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案見積書の金額以内とする。

イ 契約締結までに、速やかに内訳書（詳細は別途連絡）を作成のうえ、発注者に提出すること。

### (4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく評価の扱い

原則として、最優秀提案者が提案した提案内容が、設計施工契約で定める業務水準となり、選定者は提案内容に拘束されるが、本市は、最優秀提案者との間で協議のうえ、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を設計施工契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定者は本市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 選定委員会の意見の扱い

選定委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと本市が判断し、選定者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

### (5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

### (6) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加者が、本要領「3 参加資格等」に記載している要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合

ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合

エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合

- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ 提案見積書の評価点を除く評価点の合計÷180<0.6 となった場合
- キ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。）
- ク その他選定委員会が失格と認めた場合
- ケ 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。

## 9 事務局

〒 470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

愛知県日進市 総務部 財産運営課

担 当 鏡味、渡辺

電 話 0561-76-7667

FAX 0561-73-6845

e-mail zaisan@city.nisshin.lg.jp

別表 リスク分担表

リスク項目		リスクの内容	分担	
			市	事業者
プロポーザル実施要領リスク		1 実施要領等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
		2 応募費用の負担に関するもの		○
契約締結		3 市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	
		4 議会の議決を得られない場合		○
		5 事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合		○
		6 施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
社会リスク	周辺住民等への対応	7 事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償	8 市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		9 事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
	環境保全	10 事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
制度関連リスク	政策	11 政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
	法制度（税制度含）	12 本事業の施設整備に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		13 本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可取得	14 市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
不可抗力リスク	不可抗力	15 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
金利変動		16 天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの		協議による
債務不履行リスク		17 設計・建設期間における金利変動による事業者の経費増減によるもの		○
		18 市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
		19 事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○

設計段階

リスク項目		リスクの内容	分担	
			市	事業者
設計リスク	設計	20 市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの	○	
		21 事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	測量、調査	22 事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延	23 市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		24 事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

建設段階

リスク項目		リスクの内容		分担	
				市	事業者
建設リスク	敷地・既存撤去物	24	地中障害物やその他事業者が予見できない事項に関するもの	協議による	
	工事監理	25	工事監理に関するもの		○
	工事費増加	26	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		27	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	28	着工後における市の指示等、市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		29	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価上昇	30	建設期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの	協議による	
	既存施設	31	事業者の施設設計・施工に起因する既設施設の改修、修補等		○
	引渡前損害	32	引渡前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
要求性能の未達	33	施設完成後、市の調査により要求性能不適合（施工不良を含む）が発見された場合		○	